



Aiを行っても情報が開示されない?

各地にAiセンターができ、また一般病院でもAiを行う施設が増えてきています。こうなると、医療関連死が疑われる症例、あるいは遺族が治療行為や死因に不信を抱いた場合、Aiが実施される可能性がかなり高くなってきました。

今回は、裁判が行われた場合、Aiがどのように活用されるかについて考えてみたいと思います。多くの場合は、医療現場でAiが実施され、客観的な証拠として活用されることが多いと思います。ただし、一つ注意しておかなければならないことがあります。それは、いくつかあるAiセンターのうち、法医学教室などが主体となって活動している施設では、「Aiを行ったとしても、その情報が、遺族にも、医療機関にも開示されない」危険性があるのです。これはなにも、法医学の先生方がいじわるをしているわけではなく、Aiの情報自体が、司法解剖の結果と同様に扱われてしまう可能性があるからなのです。

司法解剖の結果に関して、情報開示がされていないことは、以前から問題視されていました。特に、医療事故や交通事故で不起訴処分となった例や、捜査中とされるものに関して、司法解剖の結果が開示されず、民事訴訟において解剖結果が利用できないなどの問題が発生しています。民事訴訟になったケースが、すべて刑事訴訟されるわけではありません。ただ、「今後、刑事訴訟される可能性があるかもしれない」と判断されてしまうと、情報開示されないのです。

私たちは、Aiのプリンシプルで、「Aiは医療現場で行う。遺族などに情報開示を。Aiの費用は医療費外から」と訴え続けているのも、この情報開示の制限が問題になると考えているからです。

実際に、関西地方の遺族からせわかく、「AiセンターでAiを実施したのに情報を教えてくれない。Ai情報センターで何とかしてほしい」という訴えがありました。このケースも、単に、遺族が、民事訴訟の客観的な証拠として使いたいということだけなのですが、このAiセンターは頑として情報開示してくれません。こういったケースを何とかする手段は、刑事裁判を起こすしかないのかもしれませんが。これでは、ますます、遺族、医療施設の双方が疲弊してしまいます。

残念ながら、現時点では、「医療事故などが疑われるケースでは、非破壊検査であるAiは、医療機関で行った方がよい」だろうとしか言えないのです。医療機関と遺族が同じ情報を共有するためにも各医療機関でAiが実施できる体制を整えることが重要だと考えています。

第三者機関の必要性

それでは、実際に裁判の証拠としてAiが活用される場面を考えてみましょう。今までの画像などの取り扱われ方としては、原告、あるいは被告のどちらかが画像を裁判の証拠として提出して、自分たちの意向に沿った意見を言ってくれる医師などに画像診断を頼んでいるケースもありました。画像自体は客観性が高いのですが、所見の拾い方、解釈の仕

方が各先生方によってかなり分かれることもあったようです。

そういったことをなくすためにも、公平な立場で意見を言える、また、可能ならば複数の医師が鑑定に加わる、第三者機関が必要だと思います。実際にAi情報センターにも、刑事訴訟以外に、民事訴訟で、保険請求などの係争などにAiが行われ、その読影や鑑定を依頼される機会が増えてきました。

今までは、原告の遺族や、被告である保険会社の弁護士からの依頼だったのですが、最近、地方裁判所から直接Ai情報センターに依頼が来るようになりました。これは、かなり革新的な出来事です。

裁判所からのAi鑑定依頼

今までの、原告あるいは被告からの鑑定依頼と、裁判所からの鑑定依頼がどう違うのか。これを理解するためには、まず、医療訴訟などの裁判の経過について理解する必要があります。

裁判の流れを大ざっぱに説明しますと、以下のようになります。

- ①裁判所に訴状（原告の一方的な主張）が提出される。
- ②第1回口頭弁論までに、答弁書が提出される。
- ③原告・被告の準備書面が提出される。
- ④原告・被告の書証（準備書面での主張を裏付けるための文献・論文、鑑定意見書）などの主観的な資料が提出される。
- ⑤これらの書証を判断材料に、判決または和解勧告が行われる。

という流れです。（講談社『死因不明社会2』第5章 Aiと司法より）

裁判所からAi情報センターに鑑定依頼があったケースでは、被告の弁護人から「Ai特有の事情に起因する誤審を避けるため、Aiの経験を積んだ専門の医師が読影することが望ましい」、「双方当事者が専門外の医師の意見書を提出して互いの意見書を非難し合っても、時間と費用の浪費でしかないのであって、裁判所がAiを実施するのに最も適切な機関に対して鑑定を依頼すれば、おのずから真実が明らかになるものと考える」という意見があげられ、これを裁判所が合理的だと判断し④に該当する鑑定書の一つとして採用したのです。

通常の裁判では、原告・被告とも自分たちに有利な証言や意見書しか出さないため、そういった証言をしてくれる人を引っ張り出した方が有利になります。裁判官が選んだ鑑定ならば、それが、裁判での真実になるのです。このためには、公平、公正、中立的な立場の第三者機関が必要であり、Ai情報センターがその役割を果たせると裁判所が認めたのです。

現状の裁判は、「真実は何か」ということを判断する場というより、原告と被告のどちらがより整合性の高いストーリーを組み立てているかを判断する場になっているという見方もあります。このために、双方が自分に有利な意見を言ってくれる人を探したり、証拠を提出します。Aiに関しては、より専門的な知識を求められます。今後、裁判の証拠として、裁判所から直接Aiの鑑定が第三者機関に依頼される機会が増えてくるでしょう。